

様式第8号（第9条関係）

課長	課長補佐	係長	係員

第 号

（表 面）

施 設 工 事 （ 変 更 ） 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

福 島 市 長

使用権者 住 所

氏 名

記

使用場所	新山霊園 第 種 第 区 第 号	m ²
施設の概要	墓碑及びこれに類するもの	高さ m
	囲い及びこれに類するもの	高さ m
	門柱及びこれに類するもの	高さ m
	納骨施設	面積 m ² 高さ m
	植 樹	高さ m 本
墓所の種類	規 制 墓 所 ・ 自 由 墓 所	
添付書類	設計図書、 その他必要な書類	
備 考	使用許可証を提示してください。 その他不明な点は照会ください。	

施 設 の 制 限

使用許可を受けた墓所に施設を設けようとするものの規格等については、次に定める基準によらなければならない。

1 規制区域（墓所）

- (1) 墓碑及びこれに類する施設の高さは0.65メートルを超えないこと。
- (2) 植樹は2メートル以内の整形したもの及び0.3メートル以内のかん木とする。
- (3) 囲い及び門柱に類する施設は設けてはならない。
- (4) 納骨施設は地下式とし、墓所面積の2割以内とする。

2 自由区域（墓所）

- (1) 墓碑及びこれに類する施設の高さは2メートルを超えないこと。
- (2) 植樹は常に2メートル以内に整形し、隣接地又は通路に障害を及ぼさないこと。
- (3) 囲いの施設をするときは、その高さを0.6メートル以内とし、門柱及びこれに類する施設の高さは0.9メートル以内とする。
- (4) 地上納骨施設の面積は墓所面積の2割以内、高さは1メートル以内とする。